

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成23年

目 次

議案第 91 号	平成23年度鎌倉市一般会計予算	1
議案第 92 号	平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計予算	10
議案第 93 号	平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	14
議案第 94 号	平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	17
議案第 95 号	平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	22
議案第 96 号	平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	25
議案第 97 号	平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	28
議案第 98 号	鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例の制定について	31
議案第 99 号	鎌倉市法定外公共物管理条例の制定について	36
議案第 100 号	鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 101 号	都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44

議案第 91 号

平成23年度鎌倉市一般会計予算

平成23年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		35,220,000 円
	5 市民税	17,766,459
	10 固定資産税	13,299,814
	15 軽自動車税	93,559
	20 市たばこ税	681,105
	25 特別土地保有税	2
	30 都市計画税	3,379,061
10 地方譲与税		321,000
	8 地方揮発油譲与税	90,000
	10 自動車重量譲与税	231,000
15 利子割交付金		118,000
	5 利子割交付金	118,000
16 配当割交付金		54,000
	5 配当割交付金	54,000
17 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000
19 地方消費税交付金		1,505,000
	5 地方消費税交付金	1,505,000
20 ゴルフ場利用税交付金		31,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	31,000
30 自動車取得税交付金		162,000
	5 自動車取得税交付金	162,000
33 地方特例交付金		329,000
	5 地方特例交付金	329,000
35 地方交付税		1,000

款	項	金 額
	5 地方交付税	1,000 円
40 交通安全対策特別交付金		28,000
	5 交通安全対策特別交付金	28,000
45 分担金及び負担金		563,749
	5 負担金	563,749
50 使用料及び手数料		956,874
	5 使用料	538,029
	10 手数料	393,945
	15 証紙収入	24,900
55 国庫支出金		7,358,282
	5 国庫負担金	6,179,831
	10 国庫補助金	1,127,168
	15 委託金	51,283
60 県支出金		2,819,096
	5 県負担金	993,407
	10 県補助金	1,505,199
	15 委託金	320,490
65 財産収入		129,013
	5 財産運用収入	21,018
	10 財産売却収入	107,995
70 寄附金		11,810
	5 寄附金	11,810
75 繰入金		1,881,787
	5 基金繰入金	1,879,787
	10 他会計繰入金	2,000

款	項	金 額
80 繰越金		600,000 冊
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		1,994,689
	5 延滞金加算金及び過料	28,011
	10 市預金利子	1,200
	15 貸付金元利収入	1,539,540
	25 雑入	425,938
90 市債		2,295,700
	5 市債	2,295,700
歳 入 合 計		56,410,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		425,482 冊
	5 議会費	425,482
10 総務費		6,194,168
	5 総務管理費	4,867,883
	10 徴税費	679,416
	15 戸籍住民基本台帳費	469,726
	20 選挙費	88,911
	25 統計調査費	27,897
	30 監査委員費	60,335
15 民生費		19,817,582
	5 社会福祉費	9,592,549
	10 児童福祉費	8,520,022
	15 生活保護費	1,703,221
	20 災害救助費	1,790
20 衛生費		5,462,112
	5 保健衛生費	1,604,395
	10 清掃費	3,560,610
	15 環境対策費	297,107
25 労働費		185,155
	5 労働諸費	185,155
30 農林水産業費		753,391
	5 農業水産業費	753,391
35 商工費		668,594
	5 商工費	668,594
40 観光費		249,143

款	項	金 額
	5 観光費	249,143 円
45 土木費		9,033,416
	5 土木管理費	1,533,547
	10 道路橋りょう費	836,672
	15 河川費	83,722
	20 都市計画費	6,384,317
	25 住宅費	195,158
50 消防費		2,744,665
	5 消防費	2,744,665
55 教育費		4,747,552
	5 教育総務費	1,372,330
	10 小学校費	1,114,043
	15 中学校費	457,118
	20 社会教育費	1,476,763
	25 保健体育費	327,298
60 公債費		5,032,829
	5 公債費	5,032,829
65 諸支出金		1,045,911
	5 土地開発公社費	1,045,911
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出	合 計	56,410,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
税 総 合 シ ス テ ム 開 発 事 業 費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 282,760

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁 港 整 備 事 業 費	千円 142,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道 路 整 備 事 業 費	24,400	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費	1,265,200	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	143,300	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	132,600	同 上	同 上	同 上
史 跡 保 存 事 業 費	37,500	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策	550,000	同 上	同 上	同 上
合 計	2,295,700			

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,611,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		3,800 円
	5 負担金	3,800
10 使用料及び手数料		2,419,166
	5 使用料	2,418,306
	10 手数料	860
15 国庫支出金		755,144
	5 国庫補助金	755,144
20 県支出金		31,153
	5 県補助金	31,153
25 繰入金		2,556,900
	5 他会計繰入金	2,556,900
30 繰越金		94,000
	5 繰越金	94,000
35 諸収入		21,437
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	16,247
	15 雑入	5,180
40 市債		2,730,100
	5 市債	2,730,100
歳 入 合 計		8,611,700

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		1,848,131 円
	5 下水道総務費	1,848,131
10 事業費		2,115,369
	5 下水道整備費	2,115,369
15 公債費		4,643,200
	5 公債費	4,643,200
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		8,611,700

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 2,730,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 93 号

平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		6,280 円
	5 使用料	6,280
6 国庫支出金		5,200
	5 国庫補助金	5,200
10 繰入金		132,817
	5 他会計繰入金	132,817
15 繰越金		2,083
	5 繰越金	2,083
20 諸収入		2,220
	5 貸付金元利収入	2,220
歳 入 合 計		148,600

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		144,801 冊
	5 事業費	144,801
10 公債費		1,799
	5 公債費	1,799
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		148,600

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,066,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年 2 月16日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険料		4,625,706 円
	5 国民健康保険料	4,625,706
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
20 国庫支出金		3,665,042
	5 国庫負担金	3,611,242
	10 国庫補助金	3,800
	15 国庫交付金	50,000
25 療養給付費交付金		793,765
	5 療養給付費交付金	793,765
27 前期高齢者交付金		4,556,116
	5 前期高齢者交付金	4,556,116
30 県支出金		737,400
	3 県負担金	121,577
	5 県補助金	615,823
35 共同事業交付金		1,830,092
	5 共同事業交付金	1,830,092
38 財産収入		9
	5 財産運用収入	9
40 繰入金		1,828,201
	5 他会計繰入金	1,828,200
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000
	5 繰越金	20,000
50 諸収入		9,965

款	項	金 額
	5 延滞金及び過料	901 円
	10 雑入	9,064
歳 入	合 計	18,066,300

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		347,870 円
	5 総務管理費	259,947
	10 徴収費	87,140
	15 運営協議会費	783
10 保険給付費		12,579,169
	5 療養諸費	11,272,888
	10 高額療養費	1,212,543
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	13,500
12 後期高齢者支援金等		2,263,470
	5 後期高齢者支援金等	2,263,470
14 前期高齢者納付金等		5,549
	5 前期高齢者納付金等	5,549
15 老人保健拠出金		2,169
	5 老人保健拠出金	2,169
17 介護納付金		883,000
	5 介護納付金	883,000
20 共同事業拠出金		1,799,104
	5 共同事業拠出金	1,799,104
25 保健事業費		165,248
	3 特定健康診査等事業費	147,165
	5 保健事業費	18,083
27 基金積立金		10
	5 基金積立金	10

款	項	金 額
30 諸支出金		10,711 円
	5 償還金利子及び還付加算金	10,711
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		18,066,300

議案第 95 号

平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
3 財産収入		27,734 円
	5 財産運用収入	27,734
5 繰入金		140,000
	5 他会計繰入金	140,000
7 繰越金		66
	5 繰越金	66
歳 入 合 計		167,800

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		167,800 円
	5 公債費	167,800
歳 出 合 計		167,800

議案第 96 号

平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,697,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 介護保険料		2,324,684 冊
	5 介護保険料	2,324,684
15 国庫支出金		2,574,027
	5 国庫負担金	2,125,353
	10 国庫補助金	448,674
20 県支出金		1,825,654
	5 県負担金	1,779,121
	15 県補助金	46,533
25 支払基金交付金		3,649,840
	5 支払基金交付金	3,649,840
30 財産収入		956
	5 財産運用収入	956
35 寄附金		1
	5 寄附金	1
40 繰入金		2,316,814
	5 一般会計繰入金	1,934,200
	10 基金繰入金	382,614
45 繰越金		4,995
	5 繰越金	4,995
50 諸収入		29
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	27
歳 入 合 計		12,697,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		386,473 円
	5 総務管理費	386,473
10 保険給付費		12,013,760
	5 介護サービス等諸費	12,013,760
12 地域支援事業費		289,810
	5 地域支援事業費	289,810
25 基金積立金		1,756
	5 基金積立金	1,756
30 諸支出金		5,001
	5 償還金及び還付加算金	5,001
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		12,697,000

議案第 97 号

平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,219,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		2,435,143 円
	5 後期高齢者医療保険料	2,435,143
10 繰入金		1,757,752
	5 一般会計繰入金	1,757,752
15 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
20 諸収入		24,205
	5 延滞金、加算金及び過料	205
	10 償還金及び還付加算金	10,000
	15 雑入	14,000
歳 入 合 計		4,219,100

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		107,002 冊
	5 総務管理費	107,002
10 広域連合納付金		4,099,098
	5 広域連合納付金	4,099,098
15 諸支出金		11,000
	5 償還金及び還付加算金	10,000
	10 繰出金	1,000
20 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		4,219,100

議案第 98 号

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例の
制定について

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例を次のように定める。

平成23年 2 月16日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯活動を推進することで、犯罪被害のない、安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を目指そうとするものである。

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自主的な防犯活動を行っている団体をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等（市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）は、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの責務及び役割を果たし、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

2 市及び市民等は、地域の状況及び地域住民の意向を踏まえ、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて、それぞれの役割の中で互いに連携し協力して推進するものとする。

3 市及び市民等は、自由と権利を不当に侵害しないように配慮し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発及び広報活動
- (2) 自主的な防犯活動に対する用具の提供及び犯罪被害防止のための助言等
- (3) 犯罪を起こさせにくい視点を取り入れたまちづくりへの施策実施による環境整備

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

- (1) 子ども及び高齢者等の安全の確保
- (2) 地域の実情及び特性に応じた安全性の向上
- (3) 市民等及び関係機関等との連携

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自ら安全の確保に努め、地域における防犯活動に自主的に取り組み、市、自主防犯活動団体、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(自主防犯活動団体の役割)

第6条 自主防犯活動団体は、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、地域の実情及び特性に応じた活動を通じ、市、市民、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら安全の確保に努め、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、市、市民、自主防犯活動団体、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有し、管理し、又は占有する土地、建物その他の工作物に関し、自ら安全の確保に努め、市、市民、自主防犯活動団体、事業者及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市長は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、鎌倉市安全安心まちづくり推進計画を策定するものとする。

(安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第10条 市長の附属機関として鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を目的とした基本的事項又は重要事項を調査し、審議するものとする。
- 3 協議会は、委員22人以内をもって組織する。
- 4 委員は、自主防犯活動団体及び関係機関等の代表者並びに市職員のうちか

ら、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年6月5日に策定された鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランは、第9条の規定により定められた鎌倉市安全安心まちづくり推進計画とみなす。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

その他の障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	同	20,000
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに介護認定審査会及び障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員を除く。）	同	長 12,000 委員 10,000

」

を

「

その他の障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	同	20,000
安全安心まちづくり推進協議会の委員（法令により報酬を支給しない委員を除く。）	同	3,000

法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会及び安全安心まちづくり推進協議会の委員を除く。）	同	長	12,000
		委員	10,000

に改める。

議案第 99 号

鎌倉市法定外公共物管理条例の制定について

鎌倉市法定外公共物管理条例を次のように定める。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

法定外公共物の管理及び使用について、必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市法定外公共物管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が所有する法定外公共物の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外公共物 水路及び認定外道路をいう。
- (2) 水路 河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和33年法律第79号）第2条に規定する公共下水道以外の水流、水面及び水路敷地で、市が管理するものをいい、水路の附属物を含むものとする。
- (3) 水路の附属物 せき、水門、堤防、護岸、床止めその他水路に附属して公共の用に供する工作物をいう。
- (4) 認定外道路 公共の用に供する道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げるものを除く。）で、市が管理するものをいい、認定外道路と一体をなす施設又は工作物及び認定外道路の附属物を含むものとする。
- (5) 認定外道路の附属物 認定外道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。

(行為の禁止)

第3条 法定外公共物においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊すること。
- (2) 車両、土石、じんかい、汚物、毒物その他これらに類するものを投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地又はその上部若しくは下部に、施設又は工作物を新設し、又は改築し、その法定外公共物の敷地を占有すること。

(2) 法定外公共物の敷地を掘削し、盛土し、又は堤防、護岸その他法定外公共物の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。

(3) 水路に流水させ、又は水路から取水するため、施設又は工作物を設置すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が法定外公共物の保全又は管理のため特に必要と認めること。

2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可の際、条件を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、10年以内とすることができる。

(占用料の徴収)

第6条 市長は、第4条第1項第1号に規定する行為について許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために占用するとき。

(2) その他公益上特に必要がある規則で定めるもののために占用するとき。

2 占用料のうち、認定外道路に係る占用料の額は鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号。以下「占用条例」という。）第2条の規定を、水路に係る占用料の額は鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号。以下「下水道条例」という。）第22条の規定を準用する。

(占用料の額の計算方法及び徴収方法)

第7条 占用料の額の計算方法及び徴収方法については、占用条例第3条及び第4条の規定をそれぞれ準用する。

(占用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要がある規則で定めるものの占用料の全部又は一部を免除することができる。

(占用料の還付)

第9条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第15条第3項の規定により処分をし、又は措置を命じたとき。

(2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

(占有者の義務)

第10条 第4条の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有期間中その占有物件を保護し、占有によって生じた危害に対する責任を負い、又は占有により生じるおそれのある危害を防止若しくは予防しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 占有者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(原状回復)

第12条 占有者は、許可の期間が満了したとき又は許可の期間満了前に占有等を必要としなくなったときは、市長に届け出て指示を受け、直ちに自己の費用をもって原状に回復し、検査を受けなければならない。この場合において、占有者が原状回復しないときは、市長が代わってこれを行い、費用を当該占有者から徴収することができる。

(延滞金)

第13条 占有料を納付期日までに納入しない者に対しては、鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例（昭和44年12月条例第13号）により延滞金を徴収する。

(損害賠償)

第14条 占有者は、自己の責めに帰すべき事由により、法定外公共物を損傷し、又は当該損傷に起因する事故を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止若しくは変更、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反している者

(2) 許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 前項の規定による処分又は命令によって占有者に損失を生じても、市はその責めを負わない。

3 市長は、法定外公共物に関する工事又は管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じた場合は、第1項に規定する処分又は命令を

することができる。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当する行為をした者
 - (2) 第4条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第4条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
 - (4) 第11条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸をした者
 - (5) 第12条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (6) 前条の規定による処分に従わなかった者
- 2 偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に第4条第1項各号に掲げる行為について、占用条例又はこの条例の規定による改正前の下水道条例（以下「改正前の下水道条例」という。）の規定により許可を受けている者は、同条の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に占用条例又は改正前の下水道条例の規定によりなされている法定外公共物に係る許可の申請は、第4条の許可に係る申請とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に第4条第1項各号に掲げる行為をしている者（第2項に規定する者を除く。）は、施行日から速やかにその旨を市長に届け出るとともに、同条の許可を受けなければならない。この場合において、第5条に規定する許可の期間の起算日は、施行日とする。

(下水道条例の一部改正)

5 鎌倉市下水道条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水路」を削る。

第2条第13号を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項中「及び水路（以下「公共下水道等」という。）」を削り、「公共下水道等」を「公共下水道」に改め、同条第2項中「第15条（第17条第2項において準用する場合を含む。）」を「第16条」に改める。

第27条、第35条から第37条までの規定、第38条（見出しを含む。）、第40条、第43条及び第44条第3項中「公共下水道等」を「公共下水道」に改める。

第46条第5号中「（第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第1項」を削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

議案第 100 号

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市長の事務部局の職員並びに教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員の定数を変更しようとするものである。

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員定数条例（昭和24年 8 月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,094人」を「975人」に改め、同項第 7 号中「195人」を「146人」に改める。

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

議案第 101 号

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

開発審査会への付議を要しない既存宅地に係る開発許可等の対象
となる予定建築物の用途に、長屋及び共同住宅を加えようとするも
のである。

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成14年9月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条第5号中「次のいずれかに該当する地域内にある土地であって」を「半径100メートルの区域内においておおむね100（市街化区域に近接する地域にあつては、おおむね50）以上の建築物がある地域又はおおむね100（市街化区域に近接する地域にあつては、おおむね50）以上の建築物が敷地相互間の間隔が50メートル（開発行為を行おうとする土地と当該土地に最も近い建築物の敷地との間隔にあつては、25メートル）以内に連たんする地域内にある土地であつて、」に、「専用住宅（敷地面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、「行う開発行為」の次に「（開発区域の面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。）」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 専用住宅

イ 長屋又は共同住宅であつて、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 敷地が幅員4メートル以上の道路に接していること又は開発行為等により敷地が幅員4メートル以上の道路に接することが明らかであると認められること。
- (イ) 各戸の床面積（バルコニーの床面積を除く。）が50平方メートル以上であること。
- (ウ) 樹木等の保全、適切な植栽等が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が、100分の10以上であると認められること。
- (エ) 開発区域内に、予定戸数以上の区画数の駐車場が確保されていること。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号中「及び第5号」を削り、同条に次の1号を加える。

- (3) 前条第5号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第5号並びに第4条第1号及び第3号の規定は、施行日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、施行日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。